

kii Dance School利用規約

kii Dance School利用規約（以下「本規約」といいます）は、ダンスインストラクター佐々木希衣（以下「運営者」といいます）が運営するダンススクール「kii Dance School」（以下「当スクール」といいます）の利用条件について定めるものです。

第1条（用語の定義）

本規約で使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- ① 「本契約」：本規約に基づき、当スクールを利用するための契約をいいます。
- ② 「本サイト」：当スクールに関する案内、受付、諸手続きを実施するために、運営者が運営するWebサイトをいいます。
- ③ 「公式LINE」：当スクールの運営に関する事務連絡等を行うために運営者がLINEヤフー株式会社の提供する「LINE」において開設したアカウントをいいます。
- ④ 「レッスン」：当スクールにおいて運営者が提供するダンスのレッスンをいいます。
- ⑤ 「利用者」：当スクールのレッスンを受講する個人をいいます。
- ⑥ 「キッズ向けレッスン」：小学1年生から4年生の利用者を対象としたレッスンをいいます。
- ⑦ 「ジュニア向けレッスン」：小学5年生から中学3年生の利用者を対象としたレッスンをいいます。
- ⑧ 「大人向けレッスン」：高校生以上の利用者を対象としたレッスンをいいます。
- ⑨ 「体験レッスン」：当スクールの利用を検討する方に対し、運営者が単発で行うレッスンをいいます。
- ⑩ 「契約者」：本契約において運営者の相手方当事者となる方をいいます。キッズ向けレッスン及びジュニア向けレッスンについては、利用者の保護者が契約者となります。
- ⑪ 「入会金」：利用者が初めて当スクールを利用することの対価として、契約者が運営者に支払う代金をいいます。
- ⑫ 「事務手数料」：運営者が利用者のための各種事務を行うことの対価として、契約者が運営者に支払う代金をいいます。
- ⑬ 「レッスン料」：利用者がレッスンを受講することの対価として、契約者が運営者に支払う料金をいいます。レッスン料の支払い方法は、以下のいずれかとなります。
 - 1) 月謝払い：翌月に予定されるレッスン回数分のレッスン料を毎月あらかじめ支払う方法
 - 2) 都度払い：レッスンの都度レッスン料を支払う方法
- ⑭ 「回数券」：運営者が指定決済事業者を通じて販売するレッスン受講のための電子的価値であって、契約者が運営者の指定回数分をあらかじめ購入し、レッスンの都度、利用者が1つ1つを費消することによって、レッスン料の都度払いに替えることができるものをいいます。また、同様の方法で購入し、1レッスンに限って利用できるものを「1レッスン券」といいます。
- ⑮ 「発表会」：運営者又は運営者指定の事業者が主催するダンスの発表会をいいます。

す。利用者が発表会に参加するためには、出演費、衣装代、その他発表会への参加に必要な費用（以下「発表会費用」といいます）が別途必要となります。

- ⑯ 「指定スタジオ」：当スクールにおけるレッスンの実施場所として、運営者が指定するレンタルスタジオをいいます。
- ⑰ 「指定決済事業者」：レッスン料の決済業務を行うために運営者が指定する決済代行事業者をいいます。
- ⑱ 「プライバシーポリシー」：契約者及び利用者の個人情報保護のために運営者が定めた個人情報の保護方針をいいます。

第2条（当スクールの運営）

1. 当スクールに入会するためには、第3条の入会申請手続きが必要となります。
2. 運営者は、利用者に対し、毎週1回かつ毎月4週を限度に、ジャズダンス（火曜日指定）又はK-POPダンス（金曜日指定）のいずれかの科目に関して、以下各号のレッスンを提供するものとします。ただし、運営者は、ダンスの科目及び以下の構成について、将来に向かって、いつでも変更することができるものとします。なお、指定スタジオの場所は、科目（曜日）ごとに異なります。
 - ① キッズ向けレッスン/1レッスン60分
 - ② ジュニア向けレッスン/1レッスン60分
 - ③ 大人向けレッスン/1レッスン75分
3. 契約者は、前項の科目及びレッスンについて入会申請時に選択するものとし、2つの科目を同時に選択することで最大毎月8回までレッスンを受講することができるものとします。
4. 利用者は、レッスンの選択時においては、各レッスンの対象学年にとらわれず、自らのレベルに応じたレッスンを選択することができるものとします。
5. 初めて当スクールを利用する場合、当該利用者は、第4条第5項に基づき運営者が定めた条件によって、体験レッスンを受講することができるものとします。
6. 利用者は、発表会への参加については、運営者が公式LINE等で告知する内容に従うものとします。
7. 運営者は、レッスンについて、年末年始、大型連休、夏季休み等の時期に応じて、休業とすることができるものとします。

第3条（入会申請等）

1. 当スクールの利用者の条件は、1人で、集中して、レッスンを受講できる方とします。
2. 当スクールの契約者となろうとする方は、本規約及びプライバシーポリシーについて、本サイト上での同意手続き又は運営者所定の申込書への署名等によって承諾したうえで、当スクールに入会するための申請（以下「入会申請」といいます）を行うものとします。
3. 運営者が入会申請を承諾したときに、運営者と当該契約者との間に、本契約が成立するものとします。
4. 大人向けレッスン又は体験レッスンの契約者が18歳未満の未成年である場合は、入会申請にあたって、親権者の同意を得るものとします。
5. 契約者は、契約当事者として、自ら本規約を遵守する義務を負い、あわせてキッズ向

けレッスン及びジュニア向けレッスンの利用者に対して本規約を遵守させる義務を負うものとします。

6. 運営者は、契約者又は利用者が以下に該当すると判断した場合、入会申請を承諾せず、又は本契約の成立を取消しすることがあります。この場合、運営者は、不承諾又は取消の理由を開示する義務を負わないものとします。
 - ① 第1項の条件に合致しない又はそのおそれがある場合
 - ② 過去に本規約に違反した事実がある場合
 - ③ 入会金、事務手数料、レッスン料、発表会費用等の代金の支払いが確認できない場合
 - ④ 各レッスンの利用者数が定員に達した場合
 - ⑤ 申請内容に虚偽が認められる場合
 - ⑥ 本規約に定める反社会的勢力に該当するおそれがある場合
 - ⑦ その他、利用者としての適性を欠くと運営者が判断した場合

第4条（代金の支払い）

1. 契約者は、利用者のために、運営者に対して、入会金、事務手数料、レッスン料、発表会費用等（以下「代金」といいます）を支払う義務を負うものとします。
2. 代金は、契約者が月の途中で入会した場合又は退会した場合のいずれにおいても、割引又は日割計算等はされないものとします。
3. 代金の支払い方法は、入会申請時に契約者が月謝払い又は都度払いのいずれを選択したかによって、以下のとおりとなります。
 - ① 月謝払いの契約者の場合
 - 1) 体験レッスン料の支払い方法：現金支払い/体験レッスン時
 - 2) 入会金、事務手数料の支払い方法：クレジットカード決済又はコンビニエンスストア決済/入会申請時
 - 3) レッスン料（体験レッスンを除く）、発表会費用（物品代金を除く）の支払い方法：クレジットカード決済又は預金口座自動振替/毎月26日に翌月分を決済
 - 4) 発表会費用のうち物品代金の支払い方法：運営者の定める方法
 - ② 都度払いの契約者の場合
 - 1) 体験レッスン、入会金、事務手数料、体験レッスンの支払い方法：現金払い/体験レッスン時又は入会申請時
 - 2) 回数券又は1レッスン券の購入代金、都度レッスン料金、発表会費用（物品代金を除く）の支払い方法：現金払い
 - 3) 発表会費用の支払い方法：運営者の定める方法
4. 大人向けレッスン又は体験レッスンの契約者が18歳未満の未成年である場合、入会申請にあたって同意を得た親権者が、契約者と連帯して前項に定めた代金支払う責任を負うものとします。
5. 運営者は、運営者の裁量によって、随時、入会金を免除するキャンペーンや利用者紹介によって翌月分のレッスン料の割引するキャンペーン等を行うことができるものとします。この場合において、当該キャンペーンは過去に入会申請を行った契約者又は利用者には遡及しないものとします。また、入会金を免除した場合でも、事務手数料は免除とならないものとします。

第5条（キャンセル）

1. 契約者は、原則として、契約者の都合を理由にして本契約をキャンセルできないものとし、運営者は、一度契約者が支払った代金について、契約者に返還する義務を負わないものとします。ただし、都度払いの契約者が回数券又は1レッスン券を購入した場合において、指定決済事業者のキャンセル規定が適用された場合は、この限りではありません。
2. 契約者は、以下に該当する場合、キャンセル及び返金の対応は行わず、後日に振替レッスン又は外部講師による代替レッスンを行うものとします。
 - ① 事故、災害、その他やむを得ない事情によりレッスンの開催が困難である場合
 - ② 運営者の都合によりレッスンを中止する場合
 - ③ その他運営者が判断した場合

第6条（退会、休会）

1. 契約者は、退会又は休会を希望する月の前月10日（以下「申し出期限」といいます）までに運営者に申し出ることにより、当該希望月の月末をもって、当スクールを退会又休会をすることができるものとします。
2. 月謝払いの契約者は、申し出期限までに退会又は休会の申し出を行わなかった場合、翌月のレッスンの受講有無にかかわらず、翌月のレッスン料が決済されることについて、異議なく承諾するものとします。
3. 都度払いの契約者は、退会の申し出期限の時点で残存する回数券を保有している場合、退会日をもって回数券の効力が失効することについて、異議なく承諾するものとします。
4. 休会を希望する契約者は、第1項の申し出にあたって、申し出期限までに、運営者に対し、運営者所定の金額の在籍手数料を支払うものとします。

第7条（レッスン受講時の基本ルール）

1. 利用者は、レッスンの受講にあたって、自らの責任で、レッスン着、レッスンシューズ、タオル等を持参するものとし、運営者は、これらの貸し出しは行わないものとします。
2. 利用者は、運営者からの各種通知を確認し、又は運営者に適時連絡を行うため、公式LINEに登録するものとし、レッスンを欠席する場合、公式LINEを通じて、あらかじめ運営者に連絡するものとします。
3. 利用者は、前項に基づく事前の連絡の有無にかかわらず、自らの都合によりレッスンを欠席した場合、いかなる理由によっても、当該欠席分についての振替レッスンを受講することはできないものとします。なお、運営者の欠席による場合は、第5条第2項を適用するものとします。
4. 利用者及び契約者は、レッスン当日における利用者の体調に最大限の注意を払うものとし、レッスンに支障のない状態で臨むものとします。
5. 運営者は、利用者がレッスン中に怪我又は体調不良の状態になった場合、その場で可能な応急処置等を実施したうえで、必要に応じて、あらかじめ契約者又は利用者が届け出た連絡先に通知するものとします。ただし、運営者は、利用者の怪我又は体調不良自体については、運営者に故意又は重大な過失がない限り、いかなる責任も負わないものとします。
6. 利用者は、レッスンを受講するにあたって、持参物（貴重品等を含みますがこれに限

りません。以下同じ)を自己の責任をもって管理しなければならないものとします。運営者は、当該持参物についていかなる管理も行わないものとし、当該持参物の紛失又は盗難に関していかなる責任も負わないものとします。

7. 利用者は、第3条第1項に定めたとおり、1人で集中してレッスンを受講しなければならないものとし、運営者は、利用者がこれを行わず、レッスン時の受講態度により他の利用者に悪影響があると判断した場合、当該利用者の受講を断ることができるものとします。
8. 運営者は、利用者同士のトラブル等について、いかなる関与もしないものとします。ただし、指定スタジオ又はその周辺において、レッスンに支障をきたし、又は、他の利用者に悪影響があると判断した場合、当該利用者に警告のうえ、退去を求め、かつ、以降のレッスン受講を拒絶する場合があります。この場合において、運営者は、当該利用者の不利益に責任を負わず、既に受領済の代金を返還する義務を負いません。
9. 契約者又は利用者は、当スクールの利用にあたって、以下を行ってはならないものとします。
 - ① 運営者に対し所定の代金を支払っていないにも関わらずレッスンを受講しようとする事
 - ② 運営者及び他の利用者に対し、暴力又は暴言を伴う言動を示すこと
 - ③ 運営者及び他の利用者に対し、不利益又は損害を与える行為を行うこと
 - ④ 運営者の業務及び他の利用者の利用を妨げる行為を行うこと
 - ⑤ 運営者及び他の利用者について、インターネット上その他の場において、誹謗中傷、嫌がらせ、迷惑行為等を行うこと
 - ⑥ 政治活動、宗教活動、営業活動、取材活動、勧誘活動等を行うこと
 - ⑦ 合理性のない苦情、クレームの申立を執拗に繰り返すこと
 - ⑧ 法令又は公序良俗に反する行為をすること

第8条 (指定スタジオの利用)

1. 指定スタジオには、駐車場及び駐輪場はありません。このため、利用者及び契約者が指定スタジオまで自動車又自転車等で訪れる場合、自らの責任において、有料駐車場又は有料駐輪場に駐車又は駐輪する等適切な対応を行うものとします。なお、運営者は、利用者又は契約者による無断駐車又は無断駐輪の行為及びその結果について、いかなる責任も負わないものとします。
2. 利用者及び契約者は、指定スタジオ(以下において、スタジオ内、ベランダ、共用部を含みます)を破損、汚損、毀損を行わないよう最大限の注意を払い(床に跡が付く可能性のあるシューズを使用しないことを含みます)、万が一これらを生じさせた場合は、その損害の全額について賠償するものとします。
3. 利用者は、指定スタジオにおいて、以下の各号に該当する行為をしてはなりません。また、運営者は、利用者に当該行為があるときは、当該利用者に対して警告のうえ、当該行為の中止及び指定スタジオからの退去の他必要な措置(再入室の禁止を含みます)を求めることができるものとします。この場合においても、運営者は、代金を契約者に返還する義務を負いません。
 - ① 指定スタジオにおいて許可なく写真や動画の撮影、音声の録音等を行うこと
 - ② 指定スタジオの備品にみだりに触れること
 - ③ 指定スタジオの設備や備品等を不適切に扱い、持ち出し、毀損すること

- ④ 指定スタジオ及びその周辺を汚損すること
- ⑤ 指定スタジオに危険物を持ち込むこと
- ⑥ 指定スタジオにおいて騒ぐ等、迷惑行為を行うこと
- ⑦ 指定スタジオで大声を出す、大きな靴音を立てて走り回る、その他階下のテナントに迷惑となる行為
- ⑧ 指定スタジオで許可なく飲食を行うこと
- ⑨ 指定スタジオに酒気を帯びて入室すること
- ⑩ 指定スタジオで喫煙をすること
- ⑪ 指定スタジオに動物等を持ち込むこと
- ⑫ 指定スタジオの設備又は特定領域を長時間にわたって占有すること
- ⑬ 指定スタジオで運営者の指示に従わないこと

第9条(運営者による開催状況の公表)

1. 運営者は、当スクールの開催状況及び実施内容について、広告、広報、宣伝、その他幅広い営業的な活動を行うために、Webサイト、SNSアカウント、動画共有サイト、刊行物、媒体物等において、利用者から都度承諾を得ることなく、利用者の氏名や肖像を含んだ画像又は動画を随時公表することができるものとします。
2. 契約者及び利用者は、前項の公表をする目的で、利用者の氏名や肖像を含んだ画像又は動画を運営者又はプログラム提供者が使用することについて、本規約への同意をもって、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
3. 契約者又は利用者は、個人情報の保護に関する法律等の定めに基づき、自らの肖像を含んだ画像又は動画について、運営者に対し、当該氏名や肖像部分についての利用停止等を求めることができるものとします。この場合の手続きは、プライバシーポリシーに従うものとし、運営者は、自社の保有個人データについてのみ対処する義務を負うものとします。

第10条(知的財産権の帰属)

運営者がレッスンに付随して利用者に提供した書類、データ、画像、動画、その他全ての媒体に含まれる一切の情報(以下「提供情報」といいます)の著作権、商標権、その他の知的財産権は、すべて運営者又は正当な権利者に帰属するものとし、利用者は、レッスンの目的の範囲を超えて、提供情報を使用することは一切できません。

第11条(秘密保持義務)

1. 本規約において秘密情報とは、提供情報のうち、利用者に限って共有することを企図された一切の情報をいいます。ただし、以下に該当する情報を除きます。
 - ① 提示した際に既に公知であった情報
 - ② 提示した後に利用者の責めによらないで公知となった情報
 - ③ 提示した際に既に利用者が秘密保持義務を負うことなく保持していた情報
 - ④ 利用者が秘密保持義務を負うことなく独自に第三者から入手した情報
2. 利用者は、秘密情報を秘密として管理するものとし、あらかじめ書面による運営者の承諾を得ない限り、秘密情報を第三者に開示、公表、漏洩をしてはならないものとします。
3. 利用者は、秘密情報をレッスン以外の目的で使用してはならないものとします。

第12条（個人情報の取扱い）

運営者は、利用者の個人情報について、プライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

第13条（当スクールの停止、中断）

1. 運営者は、利用者が本規約の一つにでも違反するおそれを認めた場合、予告なく当該利用者に対する当スクールのサービス提供を停止すると共に、利用資格を無期限に喪失させることができるものとします。
2. 運営者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、予告なく、当スクールの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。
 - ① 地震、落雷、火災等の不可抗力による場合
 - ② 感染症等の拡大の可能性がある場合
 - ③ 運営者の休業による場合
 - ④ その他運営者が必要と判断した場合
3. 運営者は、第1項及び第2項によって利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、運営者は第1項によって運営者に生じた損害について、利用者及び利用者であった者に対して請求することができるものとします。

第14条（免責事項、分離可能性）

1. 運営者は、当スクールのレッスンを通じて、有益なレッスン及び提供情報の提供に努めますが、利用者のダンスの上達、表現力や技術力の向上、将来の目標や可能性の発見等自体を保証することはできません。このため、契約者及び利用者は、自己の責任に基づき、当スクールを利用するものとします。
2. 運営者は、利用者による指定スタジオまでの往復時について送迎等一切は行わず、利用者の安全についていかなる責任も負わないものとします。このため、保護者である契約者は、必要に応じて、自らの責任で適宜利用者の送迎等を行うものとします。この場合において、契約者は、第8条第1項を遵守するものとします。
3. 前各項のほか、本規約に定めた運営者を免責する事項は、運営者に故意又は重過失が存する場合には適用しないものとします。また、本規約に定めた事項のいずれかの条項の一部が民法、消費者契約法その他の法令により無効、取消、差し止めとなった場合であっても、残部は継続して完全に効力を有するものとします。

第15条（反社会的勢力排除）

1. 利用者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者(以下これらを「反社会的勢力」といいます)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 反社会的勢力に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認

められる関係を有すること

- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

- 2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

第16条（当スクール、本規約の変更）

- 1. 運営者は、あらかじめ本サイトで公表することによって、当スクールに関する内容を変更できるものとします。運営者は、公表後に利用者が当スクールを利用した場合は、変更に同意したものとみなします。
- 2. 運営者は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合の手続きは、民法第548条の4の定めに従うものとします。

第17条（準拠法及び管轄合意）

本規約は、日本法に基づき解釈されるものとします。契約者及び利用者と運営者との間で生じた一切の紛争については、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2024.3.21 改訂